

福岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の支援を図るために、市長が老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合に必要の手続等を定めることを目的とする。

(審判請求の範囲)

第2条 審判の請求は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 要支援者が福岡市内に居住している場合（ただし、他の市町村の措置の被実施者を除く）

(2) 市外に居住する要支援者が、本市の措置の被実施者等の場合

2 この要綱において「措置の被実施者」とは、以下の各号に掲げる措置等の実施を受けている者をいう

(1) 生活保護法に基づく保護を適用されている者、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下、「中国残留邦人等支援給付」という。）を受けている者

(2) 介護保険法第13条の規定に基づく住所地特例者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第19条の規定による介護給付費等の支給を受けている者

(4) 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置を受けている者

(5) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づく措置を受けている者

3 前項の規定にかかわらず、要支援者の保護を図る必要があると判断される場合は関係自治体と協議を行い、審判請求を行うことを妨げない。

(審判請求の調査等)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行うものとする。

(1) 要支援者の事理弁識能力の程度

(2) 要支援者の生活状況及び健康状況

(3) 介護保険サービス及び各種福祉サービス等の利用状況並びに支援の必要性

(4) 戸籍調査：要支援者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否

(5) 意向調査：要支援者又は親族等による要支援者に関する審判請求の意思の有無

(6) 利用意見調査：成年後見制度を利用開始することについて、要支援者の推定相続人（仮に要支援者が亡くなった場合に相続人となる人）の意見

(7) その他市長が確認を必要とする事項

2 前条及び前項の調査結果を総合的に判断して、特に本市が審判請求する必要があると認められるときは、審判請求を行うものとする。

(親族等への情報提供)

第4条 前条第1項第5号又は第6号において、意向調査又は利用意見調査を行う場合には、必要に応じて、要支援者の状況等の情報を個人情報保護の趣旨に反しない範囲において提供し、親族等が行う要支援者支援又は審判請求手続等の援助をすることができる。

(後見人等候補者の受任者調整)

第5条 第3条第2項により、本市が審判請求を行うことを決定した場合は、市成年後見推進センターにおいて、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）候補者の受任者調整を行う。ただし、すでに候補者がある場合、もしくは要支援者の居住地が市外であり会議での受任者調整を行うことができないと認められる場合は、この限りでない。

(審判請求の手続)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求に要した費用の負担)

第7条 市長は家事事件手続法第28条第1項の規定により、前条の審判請求の費用を負担する。
2 市長は前項の費用とは別に、必要に応じて申立準備にかかる費用を負担することができる。

(審判請求費用等の求償)

第8条 市長は、成年後見等開始審判に基づき審判が下され後見人等が選任された場合には、次の各号のいずれかに該当する者を除き、後見人等を通じ、要支援者に対して、審判請求のために要した費用の全部又は一部を求償するものとする。

- (1) 生活保護を受給している者
- (2) 中国残留邦人等支援給付を受給している者
- (3) 審判請求の費用を負担することで、生活保護法の保護の基準を下回る者
- (4) その他、審判請求の費用を市が負担しなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

(後見人等報酬の助成)

第9条 市長は、第3条第2項の規定により本市が審判請求を行った要支援者のうち、報酬の対象期間の末日において次の各号のいずれかに該当する者に対し、後見人等若しくは後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「監督人等」という。）の報酬（以下「後見人等報酬」という。）の全部又は一部を助成するものとする。ただし、後見人等が4親等以内の親族である場合及び本市以外の市町村の実施する制度により助成を受けられる場合を除く。

- (1) 生活保護を受給している者
 - (2) 中国残留邦人等支援給付を受給している者
 - (3) 後見人等報酬を負担することで、生活保護法の保護の基準を下回る者
 - (4) その他、後見人等報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- 2 前項の規定により助成の対象となる者が、当該助成を受ける前に死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、家庭裁判所により報酬付与の審判がなされたその成年後見人等を助成の対象とすることができる。

- 3 第1項の助成の対象となる期間（以下、「助成対象期間」という。）は、24か月を超えない範囲とする。ただし、家庭裁判所の報酬付与の決定（以下「報酬付与審判」という。）の対象期間が24か月を超える場合は、当該報酬付与審判の対象期間の終期から24月を助成対象とする。
- 4 第1項の助成を受けようとする者は、原則として、報酬付与審判がされた日の翌日から起算して6か月以内に申請しなければならない。
- 5 報酬付与審判がなされた者が複数人いる場合は、第1項の申請を同時に行わなければならない。

（後見人等報酬の助成の準用）

第10条 前条の規定は、市長以外の者（他の市町村長を除く）が審判請求を行った要支援者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ後見人等（当該被後見人等の配偶者及び四親等内の親族である場合を除く）の報酬の捻出が困難と認められる者について準用する。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者。ただし他の市町村の措置の被実施者等を除く。
- (2) 本市の区域外に住所を有する者で、本市の措置の被実施者等である者

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成を受けたことが判明した場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉局長、保険医療局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。ただし第9条第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第10条の規定による助成対象期間は、令和4年4月1日以降に報酬付与審判を受けた報酬のうち、令和4年4月1日以降の職務に係る報酬により算定するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

2 第9条（第10条において準用する場合を含む）の規定により監督人等に報酬を助成するにあたっては、令和5年8月1日以降に報酬付与審判を受けた報酬のうち、令和4年11月1日以降の職務に係る報酬により算定するものとする。